

青パト共用車両運用規定

目的

- 1 小野学区自治連合会（以下、自治連合会）は自主的な防犯活動のための青パト巡回、パトロールおよびその他の公的業務を実施するための手段として、青パト共用車両を保有し、小野学区自主防犯推進協議会（以下、管理者）は青パト共用車両の維持、管理を行う。

目的外使用の禁止

- 2 青パト共用車両を使用するにあたり、その目的から逸脱した使用をしてはならない。

安全運転

- 3 青パト共用車両の運転者は交通規則、法令を遵守し、安全運転に努めること

青パト巡回、パトロール

- 4 自主防犯活動として、学区内を巡回、パトロールする際の規定については「青パト共用車によるパトロール活動実施規定」として別途定める。

自主防犯活動以外の使用

- 5 自治連合会、および学区内各自治会、学区内各種公的団体は次に示すような公的業務を実施するに当たり、青パト共用車両を使用できる。この時、青色回転灯は点灯させないこと。
使用料は無料とする。
 - (1) 公的物品の運搬、および会合、イベント開催等に必要な物品の運搬業務
 - (2) 住民への各種連絡、および会合、イベント開催時の広報業務
 - (3) その他必要と思われる業務

緊急時の使用

- 6 地震、台風、火災発生等の緊急時は自治連合会長、および小野学区自主防災会会長等の指示により、最優先で青パト共用車両を指示された者が使用できる。

青パト共用車両使用の申し込み

- 7 5項で青パト共用車両の使用を申し込む時は管理者へ使用予定の日、時を連絡し、管理者は日時の調整後、車両キーを渡すものとする。申し込み者は使用后、速やかに車両を常駐車場へ戻し、車両キーを管理者へ返却すること。

青パト共用車両の維持、管理

- 8 維持管理の内容詳細は「青パト共用車によるパトロール活動実施規定」にて別途定める。
 - (1) 青パト共用車両の燃料代は管理者が負担する。
 - (2) 上記以外の青パト共用車両の車検費用等、維持に関する費用は自治連合会（安心、安全事業基金）が負担する。

自動車任意保険の加入

- 9 万一の事故に備え、自動車任意保険、および車両保険に毎年加入のこと。
保険期間を念頭に更新を行うこと。
- (1) 保険金額は 対人、対物賠償は限度無制限 対車両運転者、同乗者 限度3000万円以上
 - (2) 保険費用は自治連合会（安心、安全事業基金）が負担する。

防犯団体総合補償保険の加入

- 10 万一の事故に備え、防犯団体総合補償保険に毎年加入し、巡回、パトロールに参加する車両運転者を登録すること。但し本保険は自動車に起因する事故の賠償は対象外であり、任意保険で対応する。 運転者、同乗者の傷害は対象となる。
- (1) 保険金額 1名につき ①後遺症等、最大600万円 ②入院保険 6,000円/日
③通院保険 2,000円/日
 - (2) 保険費用は管理者が負担する。

公課、賦課

- 11 各種自動車税について、管理者は最低額となるよう努めること。
毎年の大津市軽自動車税（種別割）については公的車両の税免除制度があるので年度初頭に必ず税免除を申請し、適用を受けること。
毎年の滋賀県の普通車に対する自動車税（種別割）については減免制度はなし。

青パトに関する関係官庁への申請、登録

- 12 青パト巡回、パトロール実施するに際し、警察、陸運局等の関係官庁への申請、登録について「青パト巡回、パトロール実施に伴う関係官庁への申請、登録手順」を別途定める。

文書類の保管と管理

- 13 本規定で定める文書類（自動車保険証書、関係官庁への申請書類、その他関連書類を原本、原本提出の時はそのコピー、電子データの形で年度、項目別に整理し保管のこと。

附則 改廃履歴

- 1 本規定は 令和3年 12月 1日 から施行する。
- 2 付表1に改廃履歴を記入すること。

小野学区自治連合会

会長

岩田 和孝

代 和田 隆吉

小野学区自主防犯推進協議会 会長

附 1

日付	改 定 内 容